

# (財)産業廃棄物処理事業振興財団

## 平成16年度事業報告

産業廃棄物の処理施設の整備に必要な資金の融通の円滑化、その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等及び事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進するため、下記の事業を行った。

### 産業廃棄物処理特定施設整備法関連業務

#### 1. 債務保証事業

##### (1) 債務保証事業の業務実行状況

###### ア. 債務保証の新規案件

1件で150百万円の新規債務保証を実行した。

保証相談は多く、外部専門家を活用した調査も2件実施したが、実行に至る案件は少なかった。

###### イ. 代位弁済の実行等

代位弁済の新たな実行はない。

求償権先に対する競売申立により196百万円を回収した後、2件で1,755百万円の求償権を償却した。

###### ウ. 債務保証等残高

平成17年3月末の残高は、債務保証7,218百万円、求償権808百万円となった。

また、将来の損失に備えて65百万円の債務保証積立を行った。

###### エ. 既往保証先等に対する債権管理

既往保証先に対するフォロー調査を計画的に実施した上で、債権分類の見直しを行い、債権管理の徹底を図った。

求償権先等に対しては、顧問弁護士も活用して経営指導・営業権譲渡の提案を行う等、債権回収の極大化を目指す努力を行った。

## 2. 産業廃棄物処理特定施設整備促進事業

廃棄物処理センターの整備促進及び不法投棄原状回復事業に係る情報交換のための第11回全国都道府県等担当者会議を開催した。

日 時 平成16年11月18・19日  
場 所 名古屋市「名古屋観光ホテル」  
参加人数 約150名（各都道府県廃棄物担当者等）  
内 容 1. 産業廃棄物処理業の優良化推進事業  
2. 愛知県の産業廃棄物に関する取り組みについて  
3. 廃棄物処理センター整備等

## 3. 振興事業

### (1) 受託調査等

#### ア. 廃棄物処理センター関連調査

(環境省からの受託事業等)

##### (ア) 廃棄物処理センター整備基本調査

廃棄物処理センター整備は、広域化や地域融和等立地促進の観点  
が重要となることをふまえ、次年度以降の調査のあり方や構成枠組  
み等について調査研究を行った。

##### (イ) 公共関与等調査

都道府県の個別事案に即した施設整備手法の検討として、4県の  
自治体に関する診断書と事業の具体化に向けた工程の策定を官民  
共同で行った。また既存生産設備の活用の一例としてセメント工場  
の遊休キルンに着眼し事業化可能性調査を実施した。

#### イ. 産業廃棄物処理業優良化推進事業

(環境省からの受託事業)

産業廃棄物処理業者の優良化を推進し、さらには資源循環ビジネスの  
育成と活性化を図ることを目的とした産業廃棄物処理業優良化推進事業  
を平成15年度から実施している。平成16年度は前年度に実施した各  
種調査から得られた基礎的資料等をもとに、処理業者の優良性の判断に  
係る評価基準の検討や、評価制度の解説の作成、さらに電子マネース  
トの普及促進方策を検討し環境省に報告した。環境省においてはその報  
告を受けて廃棄物処理法施行規則を改正し、平成17年4月1日から産  
業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度が施行されたところ  
である。

以下に本事業の企画・進行管理等を担っている産業廃棄物処理業優良化推進委員会ならびにその下部組織であるワーキンググループにおける活動状況を報告する。

(ア) 産業廃棄物優良化推進委員会

16年度は3回会合を開催しワーキンググループでの検討結果や事業の進め方について検討した。

(イ) 評価基準検討ワーキンググループは合計9回の会合を開催し、産業廃棄物処理業の優良性に係る評価制度に係る評価基準をとりまとめ、続いて同評価制度に関する解説書を作成した。

(ウ) 処理業実態調査ワーキンググループ並びに委託実態調査ワーキンググループは、2回合同会議のあとそれぞれ単独会合を開催し、処理業者の経営実態及び排出事業者の廃棄物処理委託実態についてアンケート調査等を実施した。その結果は優良性評価制度等を検討する際に有効活用された。

(エ) 情報開示システムワーキンググループにおいては、優良性評価制度(案)に準拠した処理業者の情報開示を支援するため、当財団の「産廃情報ネット」上に「情報開示支援システム」を開発・設置し、このシステムを利用した「情報開示パイロット事業」のあり方や運用について検討した。

(オ) 電子マニフェスト普及促進ワーキンググループにおいては、電子マニフェストの普及促進についてヒアリング等を実施し普及促進方策を検討した。

(カ) 産業廃棄物処理業優良化事業の成果を関係者間で共有し、広く国民にPRし普及促進を図るため、16年10月16日に愛知県名古屋市において、学識経験者、産業界、処理業者、自治体等の有識者の参画により、「産業廃棄物処理業優良化推進フォーラム」を開催した。その結果、処理業者はじめ排出事業者、行政担当官、一般市民など約1200名の参加を得た。

ウ. PCB関連調査

(環境省からの受託事業)

(ア) PCB等処理技術調査検討業務

PCB廃棄物の新処理技術・改良技術に関して、PCB等処理技術調査検討委員会を5回開催し、開発企業から申請のあったPCB新処理技術・改良技術9件について審査・評価・基準化検討を行った。

(イ) 低濃度PCB汚染物対策調査検討業務

低濃度PCB汚染物対策検討委員会の原因究明ワーキンググループを4回開催し、変圧器等に微量のPCBが混入汚染した原因をアンケート、ヒアリング、現地調査及びサンプル再分析等により調査・検討した。また、測定法ワーキンググループを4回開催し、PCB測定法を調査し、簡易分析法について広く募集し、応募された分析方法を検討した。

エ. PCB処理支援調査

(日本環境安全事業㈱からの受託事業)

(ア) PCB廃棄物処理技術調査業務

日本環境安全事業㈱PCB処理事業委員会、技術部会の資料作成等の支援業務を実施した。また大型変圧器解体技術調査では、実際の大型変圧器を用いて放熱器及びブッシング等の部品取り外しの際のPCB漏洩対策について検討をした。さらに実際の変圧器保管現場をモデルにして、放熱器取り外し作業における蒸気PCBの拡散シミュレーションを実施し、作業環境における蒸気PCB濃度の解析を行った。

(イ) 基本情報データベースに関する基礎調査業務

平成15年度に日本環境安全事業㈱からの受託事業で作成したPCB特別措置法に基づく届出個票の全国版データベース及びPCB電気機器(変圧器、コンデンサ等)の寸法、重量、PCB量等をデータベース化した機器情報データベースの改良を実施し、閲覧、検索、修正などをし易くした。

(ウ) PCB廃棄物処理施設建設工事技術提案審査等支援業務

北海道PCB廃棄物処理施設設置工事について、応募企業から提出された技術提案書の評価案を作成する等の審査等支援業務を実施した。

(エ) 技術管理等マニュアルの作成

北九州事業をベースとして、処理施設建設、機器製作、試運転の各ステップにおいて検査を実施する際の性能検査マニュアル及び施設の適切な運転を実施するために事業所技術職員が業務内容をマニュアル化した技術管理マニュアルを作成した。

(2) 研修業務

(ア) 第1期産業廃棄物処理業経営塾

産業廃棄物処理の中核的な担い手となる企業の経営責任者を対象に、

第 期「産業廃棄物処理業経営塾」を開催した。これは、産業廃棄物の処理・資源化事業を営むうえで求められる広範な知識や見識をより一層深め、各地域の業界の水準を高める役割をも担える人材を育成することを目指したものである。優良な産業廃棄物処理業者として評価を得ている企業から35名が入塾した。また、講師陣には、産業廃棄物処理事業に関する各分野の最前線で活躍する24名の講師を迎え、産業廃棄物関連法制度、経営概論など基礎的な講義、焼却処理、収集・保管・前処理、最終処分に関する技術概論の講義、処理業におけるリスク対応や今後の経営展開の方法に関する実践的な講義にいたるまで充実したカリキュラム運営をおこなったほか、研修合宿、施設見学などを実施した。3月25日に6ヶ月に亘る経営塾を終了し、個人面談を経て全員卒塾した。

講義期間：平成16年10月～平成17年3月（6ヶ月間）

講 義：21講義

会 場：六本木アカデミーヒルズ49講義室

施設見学：千葉県内管理型最終処分場、家電リサイクル施設、及び都内大型ビル廃棄物収集システム

研修合宿：(財)人材開発センター富士研修所において、産業廃棄物処理業経営者からの講義及び塾生同士のグループ討議を1泊2日にて実施

#### (イ) 産廃経営研究会

産業廃棄物処理業の経営者等を対象に、総合的な経営知識や事業戦略をテーマとする第 期産廃経営研究会を実施した。

本研究会では、導入セミナー及び自社の経営戦略策定をするための合宿研修を行った。

## 廃棄物処理法関連業務（産業廃棄物適正処理推進センター業務）

### 1. 産業廃棄物適正処理推進事業

#### (1) 法改正以後の不法投棄等産業廃棄物除去事業等に対する協力

改正廃棄物処理法の施行日（平成10年6月17日）以後に不法投棄された産業廃棄物の支障除去措置のための適正処理推進基金は、約4.5億円（国1.7億円、産業界約2.8億円）造成した。

建設混合廃棄物、建設木くず、廃油など支援要請15事業（1府1道7県3市）に対し、運営協議会を5回開催して4.9億円余の出えんを実施した。

なお、年々増加していた硫酸ピッチ不法投棄件数は前年並みであったが、1件当たりの事業費が少額であったことから、出えん額は約60%減の1.7億円余であった。

(2) 産業廃棄物特定支障除去等支援対策事業に対する協力

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に係る国庫補助金を適正処理推進基金（国の補助金で造成）に受け入れ、同特別措置法に基づき、15年度から引き続きの香川県豊島事業、青森県・岩手県の県境事業に加え、新たに山梨県須玉事業、秋田県能代事業の5県に対し同基金より16億7千万余の出えんを行った。

(3) 不法投棄防止対策

不法投棄における効率的支障除去方策について、「原状回復支援事業技術検討委員会」を設置して検討し、硫酸ピッチの処理技術などの検討結果を報告書にとりまとめ全国の都道府県等へ配布した。

不法投棄防止のネットワーク構築として、地方環境対策調査官事務所と都道府県等との連携方策について「不法投棄未然防止対策検討委員会」により検討・整理し、情報共有化のあり方などについてとりまとめ公表した。

(4) エコパトロールの普及・促進

産業廃棄物の不法投棄の未然防止・拡大防止を図ることを目的とした衛星通信を利用した現場監視システムであるエコパトロールを、栃木県他3県に本格導入し、北海道他7県で試行運用を行いシステムの有効性を確認した。

(5) 環境省からの受託調査等

ア．産業廃棄物不法投棄実態調査

都道府県等が平成15年度に把握した新たな不法投棄及び原状回復の状況を調査した。

イ．環境破壊行為早期対応システムの運用等

廃棄物の不法投棄による環境破壊行為に対する早期対応を図るため整備された環境破壊行為早期対応システムの運用、保守等を実施し、環境省地方環境対策調査官事務所等への支援を行った。

ウ．不法投棄事案対応調査支援事業

不法投棄の未然防止・拡大防止のために、法律や企業会計の専門家、廃棄物関係の技術者等による支援チームを編成し、支援要請があった6県4市に対し、現場において、不法投棄事案の解明方法、汚染範囲等の調査手法、支障除去方法等に関する助言を行った。

エ．小口巡回回収システムに関する調査

建設解体廃棄物を対象に、関東地域の収集・運搬や処理処分の実態を把握したうえで、廃棄物を小口で巡回回収するシステムの適用性について検

討した。

## 2．情報提供業務

### (1)「産廃情報ネット」

現在当財団が取り組んでいる「産業廃棄物処理業の優良化推進事業」の一環として、産廃情報ネット内に新しい機能「情報開示支援システム」を構築し、これを活用して、17年4月から始まる産業廃棄物処理業者の情報開示にそなえ「情報開示パイロット事業」を実施した。

### (2)リサイクルネット

リサイクル需給情報の交換システム「リサイクルネット」については、各県運営主体の努力により、登録会員数に200社余りとなり、活発なリサイクル需給情報の交換が行われた。